

議第128号専決処分の報告となっている「令和2年度熊本市一般会計補正予算」および議第129号「令和2年度熊本市一般会計補正予算について」、賛成討論を行います。

今回の報告ならびに補正は、国民健康保険会計の繰り上げ充用11億5000万円を除けばすべてが新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、種々の対策・支援を行うものです。専決処分としての対応も含めて、速やかに対応していこうという姿勢については理解しています。中でも、市独自に「小規模事業者等緊急支援補助金」や「熊本市緊急家賃支援事業」を実施し、新型コロナウイルス感染症により事業の存続に大きな困難をきたしている事業者に対して寄り添った対応が行われている点については評価をるところです。しかし、せっかくの独自策でありながら、それぞれの事業については、質疑で指摘しましたような問題点、改善点があります。新型コロナウイルス感染症への対応は、時々刻々と変わっており、今後論議を深めていただき、広く、よりよく利用できる制度への改善をお願いしておきます。

その他の点でも新型コロナウイルス感染症への対応については、縷々検討を重ね、よりよき支援をと取り組んでおられることとは思いますが、気づいた点について意見を申し上げます。

第1に、専決処分となっている国の特別定額給付金給付事業につきましては、今月1日よりオンラインで、現在は郵送も含めての申請が行われており、25日からは金融機関からの振り込みも始まります。膨大な事務量となると思いますが、申請書が届けられたら一刻も早く振り込まれるよう、速やかな手続きをお願いいたします。合わせて、基準日となる4月27日時点で居住地が市外にあった方が「特別定額給付金申請書送付依頼届」によって速やかに申請が可能となることや、ホームレスや住基登録されていない外国人、ネットカフェに滞在する未成年、一時保護所にいる児童など、総務省が支給対象としているすべての人がスムーズに申請に至るようなきめ細かな対応も求めています。特に対応の窓口になっている特別定額給付金コールセンターについては、委託となっているのできちんとした対応ができるように、徹底していただきたいと思えます。

第2に、新型コロナウイルス感染症の影響による本市における内定取消や失業者については、きちんとした実態把握が必要だと思えます。その上で、現在20人が予定されている人事課執行の新型コロナウイルス感染症関連雇用対策経費による会計年度任用職員の雇用について実態に見合った雇用の枠を確保できるように拡大していくべきであると考えますので、よろしく願います。

第3に、障がい者事業所への支援としては、介護ロボット等導入支援事業・ICT導入モデル事業・在宅就労等導入支援経費などが予算化されています。これらの事業も新型コロナウイルス感染症広がりの中、一定の効果があるものとは思いますが、障がい者分野において数多く寄せられている声は、作業所の販路が閉ざされ、生産がストップあるいは製品の行先

のない状況が続いているということです。作業所は、働く場であるとともに、仕事という生きがい・居場所でもあります。障がいを持った方々が生きがいを持って日々暮らせるよう、当事者の努力だけでは切り拓いていくことの難しい局面にある販路拡大に、公の支援をしていただくようお願いしておきます。

第4に、感染防止や感染者・感染の疑いのある人との直接の対応など、新型コロナウイルス感染症の最前線で業務に従事されている医療機関への支援は極めて重要です。今回の補正予算では、地域の医療機関に対し、防護服やゴーグル・フェイスマスクなどの資機材購入の経費が9900万円計上されています。予算の説明では、市内すべての医療機関で使用する資機材1カ月分程度と伺いましたが、その内訳はゴーグル・フェイスマスク・インナー手袋・シューズカバーがそれぞれ3万個、防護服・サージカルガウン・キャップ・アウター手袋が各1万5千個ということ、市内の医師会加盟医療機関だけでも550カ所程度あり、平均すれば1カ所に50枚程度、その半分程度となります。当然、感染者受け入れ機関が優先となると思いますので、絶対的に少ないと思います。今後の拡充を要望しておきます。また、病床確保のための予算は2億9100万円で、100床の6カ月分です。病院が新型コロナウイルス患者を受け入れるには、膨大な財政的負担がかかります。コロナ患者を入院させるためにベッドを空け、医師や看護師の特別の対応、一般患者とは別の診療室や病室を設置する費用が必要となり、隔離を徹底するために、一般の診療・入院を縮小したり、手術や健康診断を一時中止する必要なども出てきます。実際に受け入れる基幹病院1カ所あたり平均2億円もの減収となるとの試算もあります。補正予算の1床当たりの1日単価16190円については、国に対し抜本的な引上げを求めていると思います。

第5に、国民健康保険会計では、新型コロナウイルス感染症と感染が疑われる方を対象にした傷病手当金の予算2000万円が計上されています。合わせて、国の通知に基づき、新型コロナウイルスの影響によって収入が減少した被保険者の保険料を減免するための準備が行われています。いずれも国の判断によるものとはいえ、加入者の方々にとっては大変喜ばしいことです。今回補正予算が採択された後、具体的な実施に向けて、加入世帯への周知が図られていくと思いますが、対象となる方々が、もれなく速やかに手続きがなされていくよう、迅速で丁寧な対応を求めています。傷病手当金については、他の医療保険では平常時においても支給されているものであり、今後新型コロナウイルス感染症だけでなく、すべての疾病について支給されていくよう拡充を願っています。

最後に、8都道府県を除き、すべての県で緊急事態宣言は解除となりましたが、感染については、まだまだ予断を許さない状況であり、感染拡大防止と各方面から指摘されている第2波、第3波への備えにも万全を期していかなければなりません。そして、この間急激に落ち込んできた市民の暮らし、地域経済を速やかに復旧していかなければなりません。そのために、国の支援はもとより、市としても、市民の立場に立った新型コロナウイルス感染症への支援の抜本的な拡充をお願いして、討論いたします。